

図2.3 事業実施の過程 (2)

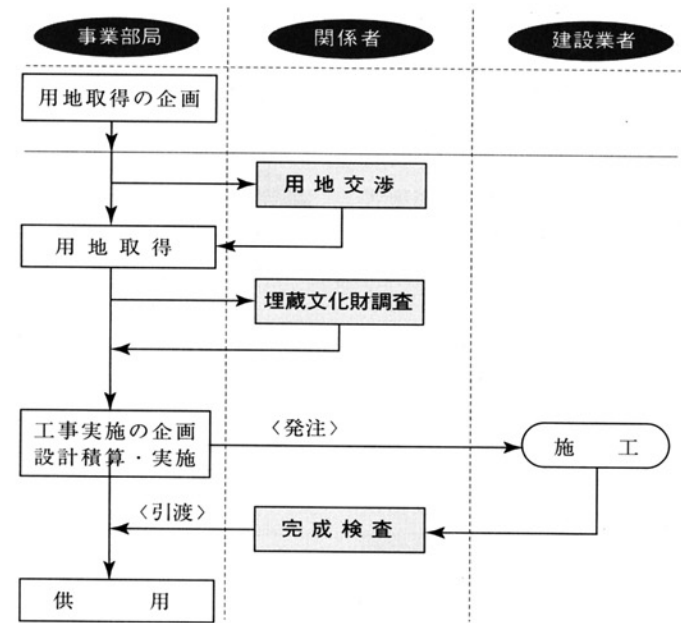


図2.4 事業実施の過程 (3)

(3) 用地取得・設計積算・施工

用地測量（丈量測量）によって事業地の用地面積と移転物件が確定されます。土地の買収価格は、不動産鑑定もしくは近傍類地の取引事例を基準として算定され、物件の補償額は補償調査によって移転に要する費用が算定されます。これらの結果にもとづいて、事業地内の土地の所有者、権利者と移転及び用地の交渉を行い、事業用地を取得することとなります。

事業用地内に埋蔵文化財がある場合には文化財の発掘調査等が必要となります。

土木構造物や建築物は、大量生産される商品と異なり、すべてカスタムメイドであることから、工事の発注単位毎に施工に要する費用はすべて積算されます。工事の発注は、工種毎に分離発注する場合や、地方中小建設業者の受注機会確保のため、区間や区域を区切って発注される場合があります。発注者は、積算の結果を基に予定価格を定め、入札等の手続きを経て受注者と請負契約を締結し、工事完成後は、自ら又は検査をする者を指名して完成検査を行って、工事目的物の引き渡しを受け、公共施設の供用を開始する運びとなります。

(図2.4)

事業採択後一定期間の間に事業が完了しない場合、事業を継続するかどうかの再評価が行われ、また、完了後には事業が所期の目的を達成しているかなど事後評価が行われます。

2.2 入札・契約

(1) 入札・契約の適正化

戦前及び戦後の一時期までは、公共事業は事業実施者である公共部門の技術者（インハウス・エンジニア）が測量・設計を行い、工事に関しても公共部門が工事資材を調達し、機械の貸与を行うことなどがありました。これは民間企業における技術者の不足や資金力の問題があったことによりですが、その後、民間部門の体制が整い、建設業法、測量法、技術士法などが制定され、公共事業が増